

平成16年第3回朝日町議会定例会会議録(第2号)

平成16年9月9日(木曜日)午前10時00分開議

議事日程(第2号)

第1代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1代表質問

出席議員(16人)

1番	脇 四計夫 君	9番	河内正美君
2番	長崎智子君	10番	梅澤益美君
3番	水野仁士君	11番	中陣將夫君
4番	蓬澤博君	12番	松倉彰夫君
5番	脇山勝昭君	13番	吉江守熙君
6番	大森憲平君	14番	廣田 誼君
7番	河内邦洋君	15番	稲村 功君
8番	水島一友君	16番	松下宏一君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長	魚津龍一君
助 役	追分悠紀夫君
教 育 長	永口義時君
総務政策課長	大森敏一君
税務財政課長	吉田 進君
町民ふくし課長	林 和夫君
まちづくり振興課長	永口明弘君

産業建設課長	朝倉 茂 君
教育委員会事務局長	柳 下 善 一 君
あさひ総合病院	
事務部長	澤 田 雅 文 君
消防本部総務課長	善 万 敏 雄 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	竹 内 寿 実
議事係 長	竹 谷 俊 範

(午前10時02分)

#### 開会の宣告

議長(廣田 誼君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は16人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 日程の報告

議長(廣田 誼君) 本日の日程は、町政に対する代表質問であります。

#### 町政一般に対する質問

議長(廣田 誼君) これより町政に対する代表質問を行います。

質問はお手元に配付してあります文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席でお願いいたします。

最初に、自民クラブ代表、松倉彰夫君。

〔12番松倉彰夫君登壇〕

12番(松倉彰夫君) 12番の松倉であります。

議長のお許しを得まして、自民クラブを代表して通告してあります3件について質問をいたします。

まず、質問に入ります前に、町制施行50周年に対して、一言お祝いを申し上げます。

平成16年8月1日、朝日町の町制施行50周年記念式典が文化体育センター「サンリーナ」で開催され、昭和29年に泊、大家庄、山崎、南保、五箇庄、宮崎、境の1町6カ村が合併して朝日町が誕生してから半世紀の節目を、朝日町町民やふるさとを離れてご活躍の東京朝日会、関西朝日会など県外から多くの出席者とともにお祝いできましたこと、まことに大慶の至りであり、心からお祝いを申し上げる次第であります。また、7月3日・4日、翡翠カップビーチボール全国大会から始まり、「ど〜んと朝日」、提灯行列、NHKラジオ体操等、多くのイベントが多彩に開催されましたことに感銘を覚えたところであります。町当局や北日本新聞社を初め、関係されました皆様のご協力とご労苦に心から深く感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

最初に町政についてであります。

平成 15 年 5 月 26 日、1 市 3 町で合併法定協議会が発足し、順調に協議が進展していたが、庁舎問題から入善町と黒部市側との折り合いが極めて困難な状況が発生したことから、合併協議会廃止案が話し合いされ、本年 6 月議会において 1 市 3 町で廃止案が可決され、6 月 23 日、法定協議会が解散されましたこと、まことに残念と言うほかございません。

本年 8 月 1 日に新黒部市長・堀内康男氏の誕生によって、今後、合併問題に新たな展開が予想されると考えられますが、しかし町長は、現在、単独町政で進まざるを得ない。50 周年の節目を機に地域を見詰め直し、新たなあすに向かって、町民総参加による町づくりを進めることが何よりも必要と述べておられます。

そこで、要旨の(1)今後の合併について、(2)町民参加によるまちづくりの具体策について町長のお考えをお伺いいたします。

次に、地域振興についてであります。

林野庁は、2005 年度から、森林浴が体に与えるいやし効果を医学的に立証し、森林療法(セラピー)として確立させ、同療法を生かした地域振興に取り組むことを決めたことを報じております。

同庁は、森林療法が盛んな海外の事例を参考に、来年度は療法メニューの作成や、どのような場所が適し、どんな施設が必要かなど調査・研究を行う方針であり、同庁は今後、森林療法に取り組むモデル自治体や地域を募集し、国が森林浴効果を検証した上で保養地に認定する将来構想を持っており、保養地になった場合の経済効果の予測も実施する。同療法で病気の予防ができれば、高齢社会の問題である国民の医療費軽減にもつながると見ており、この視点からも研究を進める考えであると報じております。

朝日町の総面積は 227.41 平方キロメートルのうち約 90%が山地で占められ、59.1%が中部山岳国立公園、朝日県立自然公園に指定される景勝の地を有していることなどから、将来に向けて、地域振興の方策として調査・研究、検討を他に先駆けておやりになるお考えはないかお伺いをいたします。

次に、防災問題についてであります。

本年 7 月中旬から、豪雨で新潟県の中・下越地方や福井県の県北部を中心に甚大なる被害が出ました。

梅雨前線の停滞は局地的集中豪雨をもたらし、県内では家屋浸水などがありましたが、被害は軽微にとどまったところで、胸をなでおろす思いであります。

本年は、昭和44年の県東部の大水害から35年の節目で、水害は他人事では済まされないものであります。

町においては、昭和4年1月宮崎村浪害、28年6月には蛭谷地区大火災、32年10月には大屋浜高波による堤防の決壊、35年1月、東草野海岸大波による防波堤の決壊、40年には笹川橋の流失、44年8月においては境地区金剛川の氾濫、宮崎地内中心部の泥海、笹川地区の水害と笹川橋の流失、元屋敷海岸土砂崩れで不通になった北陸本線、泊、木流川氾濫による同周辺の浸水等の甚大なる被害は、地域住民の記憶に生々しく身に詰まる災害であり、その教訓を風化させることなく、災害の備えを怠ってはならないと思います。

そこで、質問の要旨(1)、河川における想定氾濫区域や急傾斜地などについて地域指定ハザードマップの作成、緊急通報システムの確立の対策としての整備は、県と市町村の役割と連携について。また、町の砂防、急傾斜地など土砂災害危険箇所の指定区域の数などをお伺いいたします。

要旨(2)、携帯電話は地域の情報化を進める上で有力なインフラであります。携帯電話の不通地域の把握についてお伺いをいたします。

要旨(3)、災害は思わぬとき、思わぬところで、いつ来るかわからない災害に消防と病院との連携、レスキュー隊と医師との連携は重要な任務であり、特に大規模な災害においては、道路の寸断が想定されることから、被災地から罹災者の病院への搬送に、救急ヘリの搬送は大きな威力が発揮されるわけであります。そのため、医師とレスキュー隊の連携等について、また県と市町村の協定についてお伺いをいたします。

要旨(4)、住民の防災意識の普及・啓発の徹底や啓発冊子などの配布を初め、総合防災訓練や講習会、研修会を実施するほか、自主防災意識育成強化などに積極的に取り組むことが重要と考えます。今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上3件について質問いたしました。町長の賢明なる答弁をお願い申し上げます。

以上であります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

ただいまの自民クラブ代表、松倉彰夫君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君）自民クラブ代表質問、松倉彰夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町政についてであります。

市町村合併が叫ばれる中、黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町の合併協議を重ねるために、昨年5月19日の朝日町議会臨時会において1市3町による法定合併協議会設立の議決を賜り、5月26日に黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会を設置して以来、平成17年3月末の新市誕生に向け協議を重ねてまいったところであります。

しかしながら、1市3町の枠組みの中での合併が困難になったことから、本年4月10日の合併協議会において協議会廃止の方針が了承されたのを受けて、6月の朝日町議会定例会において合併協議会廃止の議案を可決していただきまして、6月21日をもって解散、そして23日に富山県知事へ合併協議会の廃止届けを提出したところであります。

朝日町といたしましては、当面単独の道を歩まざるを得ないと思っております。今後とも、より一層の行財政改革の推進、徹底を図ることが重要と考えております。そのため、本年4月には役場の組織につきましてスリム化、行政運営の効率化等を図るため、町長部局に9つあった課を5つに減らしたところであります。聖域なき改革といたしましては、各種補助金の10%の削減、財政的な部分にもメスを入れた改革を行ってきたところであります。

今後は、三位一体の改革や地方分権の進展に伴い、行政の改革はもとより、事業の削減や負担の増など町民の皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと存じます。しかしながら、地域がみずからの責任をもって地域づくりを進めなければならない時代が到来しつつある中、町民が行政との協働によってまちづくりを進めることがより重要になるものと考えております。

町民がみずからの手と責任で自分たちの地域を考え、守り、築いていこうとするシステムづくりに取り組んでまいりたいと考えております。例えば各地区ごとにおける諸団体を再編した自治組織を整備し、将来的には行政とその自治組織がそれぞれ役割分担をして町民の声を施策に反映できるようにしていきたいと考えており、現在このような組織づくりにつきまして調査・研究をしているところであります。

いずれにいたしましても、「豊かな自然と文化、活気あふれるまち“あさひ”」の実現のため、町民を初め議員各位の皆様とスクラムを組みまして、全力で町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

2点目の地域振興につきましてお答えいたします。

林野庁では、2005年度に森林療法による地域振興に取り組むこととし、来年度予算の概算要求に関連経費を盛り込むことと仄聞しております。

この森林療法は、森林浴や木材による刺激がもたらす「いやし効果」により、健康増進や

リハビリテーションに役立てるものであります。

一方、森林の快適性増進効果や療法効果につきましては、医学的な解明がまだ不十分であり、客観的かつ科学的な分析に基づく効能の評価と療法メニューの確立が求められているところであります。

このようなことから、本年3月30日に森林セラピー研究会が発足し、現地検討会、情報交換会、講習研修会等を開催し、厚生労働省の協力を得ながら健康増進に向けた森林の活用、国民への啓蒙・普及などを図ることとしております。さらに、平成17年度において、療法メニューの作成やどのような場所が適し、どのような施設が必要かなどの調査・研究を行うこととされております。

いずれにいたしましても、今後、事業概要や選定基準公募方法などが定まり次第、その内容などを調査・検討し、朝日町に有益性のある施策であれば、事業実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

3点目の防災問題についての要旨(1)であります。砂防、急傾斜地、土砂災害危険箇所等についてお答えいたします。

近年、東海豪雨や九州地方大雨水害など集中豪雨による洪水被害が多く発生しており、北陸地方においても本年7月に新潟・福島豪雨や福井豪雨による水害が連続して発生したことは、記憶に新しいところであります。また、本年は例年にない台風による被害も相次いでおり、これまで以上に防災対策の確立の必要性が求められていると思います。

このような現状において、洪水予報河川の拡充、浸水想定区域の公表、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、必要な措置を講ずることを内容とした水防法が平成13年度に改正されたところであります。

この改正において、国管理河川だけではなく県管理河川においても、洪水により相当な被害が生じると思われる河川を洪水予報河川に指定し、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定・公表することとされたところであります。

管内においては、国直轄河川である黒部川では、平成13年8月に浸水想定区域図が指定・公表され、本年5月により精度の高い区域図が指定・公表されたところであります。県管理河川におきましては、浸水想定区域図の作成に向け、現在、調査・検討がなされているところであります。

町といたしましては、県管理河川及び国直轄河川等の浸水想定区域図が公表され次第、地域住民や関係機関と連携しながら、町において土砂災害や高波等による非難情報も含め、災

害情報の伝達方法、避難場所等を定めた防災ハザードマップの作成に努めてまいりたいと思  
います。

なお、当町の主な危険箇所として、土石流危険渓流は 45 カ所、地すべり危険箇所は 13 カ  
所、急傾斜地崩壊危険箇所は 33 カ所など数多くあります。地域住民の生命と財産を守るため  
に、今後とも治山・治水、海岸侵食対策事業等の整備促進に取り組んでまいりたいと考えて  
おります。

2 点目の携帯電話の不通地域の把握についてお答えいたします。

携帯電話は、その機能の充実と可聴エリアの拡大に伴ってその契約台数が大きくふえ、平  
成 16 年 3 月末発表の北陸総合通信局の統計データによりますと、富山県全体で 62 万 5,327  
件で、約 2 人に 1 台の普及となっております。今後もその機能や用途の拡充により、ますま  
すふえるものと思われま。

朝日町においても、携帯電話会社各社が逐次鉄塔を建ててその通話エリアを拡大しており、  
当町の居住地域の大部分が通話可能となっておりますが、山林地帯においてはよほど条件が  
よくない限り通話できない状況にあります。なお、居住地域においては、広い通話エリアを  
カバーする N T T ドコモでは大平地区、a u では大平地区に加えて湯ノ瀬地区が不感地域と  
なっております。

しかしながら、実際には携帯電話会社が示す通話エリア内であっても、建物構造や立地条  
件などにより通話に障害が生じる場合もあり、通話エリアをきちっと線引きすることが難し  
いのが現状であります。

3 点目の被災地からの罹災者の搬送についてお答えいたします。

大規模災害時には、ライフラインが寸断され、消防機関及び公的機関の活動は著しく制限  
を受けることが想定されます。このような状況のもとでは、地域住民一人一人が「自分の地  
域は自分で守る」という意識のもと、組織的に初期消火、情報の収集・伝達、避難誘導、被  
災者の救出、応急手当等の自主的な防災活動を行うことが必要となります。

しかし、大規模災害時には単独の自治体では対応できない状態となることもあることから、  
昭和 44 年には県下 35 市町村で富山県市町村消防相互応援協定を結んでおります。また、昭  
和 55 年には隣接する青海町、糸魚川地域広域行政組合消防本部と、昭和 61 年には長野県北  
アルプス広域消防本部と消防相互応援協定を結び、消防隊の派遣、大規模な災害事故におけ  
る救助隊・救急隊の派遣及び資機材等の援助について相互応援を行うことにしております。  
また、平成 11 年には全国朝日連絡会に加盟する 9 町村と全国朝日連絡会災害時相互応援に関

する協定を結び、生活必需品、医薬品、復旧に必要な資機材、また救援・救助活動に必要な車両及び機材等の提供及び応急対策、復旧に必要な職員の派遣等について相互援助を行うこととしております。さらに、防災ヘリコプターによる救援・救助が迅速になることもあり、富山県下 35 市町村では費用を一部負担し、富山県と富山県消防防災ヘリコプター応援協定を結んでおります。

被災地から負傷者等を医療機関へ搬送することが急務となりますが、道路などが寸断され、救急自動車による搬送が困難な場合や時間を要する場所からは、ヘリコプターによる救急搬送が効果的であり、早期に医師による治療を受けることができ救命効果も向上しますし、また山岳遭難事故や水難事故現場などのヘリコプターが着陸できない場合におきましても、ヘリコプターは上空でホバリングしながら負傷者等を機内に収容し、医療機関へ搬送することもできます。

また、あさひ総合病院、黒部市民病院、労災病院と朝日町消防本部が救急救命士等の業務に関する協定を結び、救急患者を救急車で医療機関へ搬送するとき、救急救命士が行う救急業務に関する指導・助言を医師から受け、より適切な救急業務に努めているところであります。

いずれにいたしましても、今後、火災、災害等から住民の生命、身体及び財産を守っていくための体制を整えていきたいと考えております。

4 点目の住民の防災意識の普及・啓発についてお答えいたします。

現在、朝日町におきましては、住民の生命、財産を災害から守るべく、「朝日町地域防災計画」により、災害が発生した場合に被害を最小限に食い止め、事態の早期復旧を図るための各種対策とあらゆる災害に備えた予防計画を定めております。中でも、防災知識の普及と災害時における的確な判断力を養成することが重要であると考えており、平成 9 年 7 月には「家庭保存版防災ハンドブック」を町内全戸に配布したところであります。このハンドブックは、地震、火災、台風への備えや、それらが起こった場合の避難方法を記載しております。

このようなハンドブックなどにより、いつ襲ってくるのか予測できない災害に対し、家族そろって防災に対する意識を高めていただくよう期待しているところであります。

また、災害に際し、第一線の一翼を担う消防職員及び各消防団員においては、放水訓練や夜間訓練、富山県総合防災訓練を初めとして、富山県との連携による県消防防災ヘリコプターとの無線交信訓練など各種訓練に参加し、非常時に備えているところであります。

今後は、町といたしましては、富山県などが開催する各種講演会や研修会などに住民が積極的に参加されまして、普及・啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

12番、松倉君。

12番（松倉彰夫君）合併の件であります。新しく黒部市長が誕生したということで、首長間の話し合いを持つ用意があるのかないのかということをもまずお聞きしたい。そういうことが必要でないかなと私は思うわけであります。

行政改革の推進の徹底を図ることは重要な課題であります。ですから、いずれにいたしても、町長は単独町政を続けていくんだということはよく理解するわけですが、いつまでもこれをやっていくということは、やはり町民にとって負担の増が今後予想されると私は思うわけでありますので、それは将来においてよくないだろう。避けていくべきであろう。私はそのように考えるところでありますので、当面単独町政はよく理解いたしますが、首長間の話し合いが持たれるのか持たれないのかだけをお聞かせいただければいいと思います。よろしくお願いします。

議長（廣田 誼君）件名1、合併について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君）かなり複雑なこともありますので、言葉を少なくさせていただきますが、当分の間、首長の間での市町村合併の話はないものと考えております。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

12番、松倉君。

12番（松倉彰夫君）地域振興についてであります。先ほど町長さんがいろんな問題が複雑にかみ合っている。ですから、調査・研究と検討をこれからやってみたい。こういう話でありました。私もそのとおりだろうと思います。私は保養地に認定された場合、町にとってはよい結果が生まれてくるのではなからうかなと、こういう思いがするわけであります。で、タイミングが合えば、やはりそのような問題に行動を起こされればありがたいなと私は思うわけであります。これによって、恐らく全国的に森林療法が実施されれば、それこそ社会生活に大きな変化が生じてくるのだらうと思います。時期とタイミングが合えば、ひとつその問題に対して行動を起こしていただければありがたい。これは要望といたします。

次に、防災問題であります。毎年、水防計画が策定されて、消防署、消防団、関係各課等合同で、そして、加えて地区住民の参加によってパトロールの実施や災害危険箇所の状況の把握がなされておると思いますが、予防工事や復旧工事が整備された危険箇所の状況と、未整備箇所が残っているとすれば、何カ所ぐらい残っているのか。それから、水防資材、柳田地内の水防倉庫に配備されていると思うが、橋げたとか栗石、土のう等の点検や補充はきちとなされているのか。その点、2つ伺いをいたします。

議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

地域振興について、具体性がありますので、産業建設課長。

産業建設課長（朝倉 茂君）まず1点目、今回、防災の問題で危険箇所等の点検等をやっているかということでございます。これにつきましては、春先の水防計画の作成、あるいは防災シーズンの前に県、それから消防団、関係機関の皆さん方を一同にして現地パトロールをやっております。さらに、これに関しましては、地域住民の声を聞くということで、地域の皆さんの区長さんあたりから、町内会長さんあたりから、そういった危険箇所を事前に確認いたしましてその箇所のチェックをやっておりまして、もし必要な箇所については、県なり、あるいは治山治水事業で対応していくという考え方でパトロールをしているところであります。現在どのような工事が進められているのか、それから要整備箇所についてはどうなっておるかというのは、今ちょっと資料を持ち合わせていないものですから、また後ほどご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、水防資材の確認、チェックといいましょうか、これにつきましては、毎年水防計画を作成する際に、私のところでは柳田地内に水防倉庫がございますが、柳田地内と役場の倉庫にも水防資材を持っているわけですが、当然ながらその資材のチェックもやっておりますので、ひとつその点でご理解願いたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

12番、松倉君。

12番（松倉彰夫君）いろいろと大変でございましょうが、ひとつよろしくお願ひしたい。これは、実は要望といたしますが、防災事業などでは、大きな災害が発生してから実施しても早急に戻らない、恐らく数年はかかるだろうということになるわけでありまして、事業を確実に実施してこそ、それこそ万一の備えができるわけでありまして、そして国が公共事業の削減を進めている今最中でありまして、我々は、そういうことであれば、安全で安心で

きる住民生活を守るための災害対策がおろそかになるのではないかとということを実は心配しておるわけでありまして、防災事業は地方の自主性、裁量性を高めるとともに、資金の確保が重要になり、例えば国庫補助負担金制度の堅持とかが大変重要なわけでありまして、このことは、町長さんはそれこそよくご存じでありますので、今後においても国・県に対して強く働きかけていただきたい。これは要望にしておきます。

次に、住民の防災意識についてであります。過去数年来といいますが、9回くらいですが、同僚議員から防災という問題がいつも出されている。そういうことであっても、結果としてはなかなかうまく働いてくれない。じゃどうすればいいのかということになってくると、これはまた住民の意識の低下があつてなかなか成果が上がらない。これは、各課長さんなり町長さんがよくおっしゃるわけでありまして、私は防災の日を定めることなく、防災の日を設けて、住民が参加しやすい計画づくりを行っていただいて、総合的な防災訓練を実施されたらどうか。そのことによって、住民の意識がゆっくりとよい方向に向かっていけば、段階的に進展すると思います。そういうことからして、意識の向上が生まれてくれば、組織化に取り組む姿勢が見えてくるのではなかろうかと。

もう1つは、先ほど防災ハンドブック、現在の家庭保存版であります。現在は家庭内の目につくところに常備しなさいということになっておりますが、常備されていないのが恐らく大半だろうと思います。で、避難場所と誘導案内板の確認はされているのか。されていないだろうと私は思います。避難場所、例えば横尾地内の教育文化会館、これは既になくなっておるわけでありまして、ですから、もし今後新たに作成されるとすれば、新たな避難場所の追加や、それからハンドブックに住民が周知できるようなハザードマップをつけ加えたらどうか、町長の意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

件名3、防災意識について答弁を、町長。

町長（魚津龍一君）ハザードマップにつきましては、先ほども申し上げましたように国が率先してやっておるわけでありまして、それで都道府県もやるようにということではありますが、実は富山県においては河川が相当たくさんあるわけでありまして、県としては研究しておると言うことを私は申し上げましたが、内容は財源の問題だと、かように思うわけでありまして。

そんなことで、私どもも、ある機関を通じまして、そのハザードマップをつくるための国の制度の構築をということを申し上げてきたところでありまして、それらができませんと、

私どもの町河川のハザードマップでは、周知徹底できる完成したものではないと思うわけ  
ありますので、そのようにご理解いただきたいと思ひますし、平成9年というのは、まさに  
阪神・淡路大震災が起きたときにこの計画をつくれと。そして、できますれば、町内ごとに  
自主防災組織をつくっていただきたいということでありまして、私どももそれに取り組んだ  
わけでありましたが、なかなか実現できなかったのは事実であります。

もう一方、昭和29年の町村合併以来、朝日町の消防団は6分団制でございました。1分団  
45名、そして団長と副団長を含めて273名で構成されて今日来ております。その間、消防の  
資機材の充実も図ってまいりましたし、消防職員の数もふやさせていただきました。今、初  
期消火につきましては、万全を期しているところであります。各消防団におかれましては、  
通常の年間行事以外に、火災予防を含めて巡視活動をしていただいているわけでありま  
す。そんなことで、場合によっては朝日町の消防職員が各町内へ出向きまして、消火活動の、  
つまり消火器の扱いについて訓練していることもあります。ただ、これは難しいわけであり  
ますが、一度火災が起きますと、やはり身が引き締まるのは現実であるわけでありまして、  
私どもの町は幸いにして火災も少なくございますので、少し町民の皆さん方も含めてであり  
ますが、なかなかそのような取り組みにご理解いただけないのかなと思ったりするわけであ  
ります。

火災がないというのは幸せであるわけでありますが、片一方、防火意識が薄れていくとい  
う、これを私は言いたいわけであります。しかしながら、万が一に備えるというのは行政の  
役割でございますので、いろんな角度から研究をさせていただきまして、朝日町の町民の  
皆さん方にも防災に関する意識を持っていただくようなことに取り組んでまいりたいと思  
っております。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

12番、松倉君。

12番（松倉彰夫君）最後に要望であります。

安全は人々が生活をしていく上で最も基本的な要件でありまして、災害に遭ったとき、最  
後は町長さんも言われましたように、自分の身は自分が守るのが基本であることは言うま  
でもありませんが、そのためにも住民参加型の取り組みや地域の連帯を進めていくことが重要  
であることは承知であります。そういうことを町がひとつ頭になってやっていただければ  
やりやすいのではないかなと。そういうことを実は要望いたしまして、これで私の質問を終  
わります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

次に、平成会代表、水島一友君。

〔 8 番水島一友君登壇 〕

8 番（水島一友君）8 番の水島です。議長のお許しを得まして、通告してあります 3 件について平成会を代表し、質問をさせていただきます。

1 件目は、災害対策についてであります。

ことしも台風が猛威を振るい、雨、風、高潮による高波など、全国各地で被害が相次いであります。災害により死亡された方々には、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被害に遭われた方々には、早期復旧を願うものであります。

朝日町のことしの夏は、雨の降らない猛暑が続いた夏でありましたが、お盆過ぎから台風も日本海側を通過し、富山県内にも影響を及ぼしています。朝日町では、大きい災害はなかったと聞いておりますが、「災害は忘れたころにやってくる」とよく言われます。災害報道を見聞きするたびに、私が経験した昭和 44 年 8 月の大雨による土砂災害が思い出されます。

高齢化社会を迎えた現在、高齢者だけの家族、ひとり暮らし、障害を持つ方々が朝日町でも多くおられます。もし災害が発生した場合、どう対処されるのか。また、現在まで台風による雨、風等の被害はなかったか。以上 2 点についてお伺いをいたします。

2 件目は、高校再編についてであります。

富山県教育委員会が平成 14 年 5 月にまとめた県立高校の将来構想素案の中で、県全体で 15 年度から 3 年間で 23 学級、18 年度から 3 年間で 12 学級減が必要とし、新川地区では 15 年度から 3 年で 4 学級減、18 年度から 3 年で 3 学級減が必要とされており、昭和 63 年以降、中学卒業者の減少が続く状況の中で新川地区 9 校でも学級減が余儀なくされようとしております。

県教育委員会では、本年度の上期に学識経験者でつくる将来構想検討会を開き、具体的に学級数のあり方や特色ある学校づくりについて検討をし、10 月の高校募集定員発表までに対応を決めたいと聞いております。

昨年の 3 月と 9 月議会の中で、私と脇山議員が泊高校を存続させるための質問の中で、重要課題として働きかけていきたい、地域で育てていくことをやりたいなどの答弁がありました。中高一貫教育の研究を続け、特色ある教育を行っている中で、県教委が行っている将来構想検討会はどこまで現在進んでいるのか、わかる範囲でお聞かせを願いたいと思います。

最後、3 件目でございます。監視カメラの設置についてお伺いをいたします。

本年5月4日の夜半、境地内において船外機11台が盗難に遭い、細々と漁業を営む方々が大変な被害をこうむりました。過去にも境を含む朝日海岸で同じような盗難があり、さらには宮崎漁港内でも船舶無線等の盗難もあったと聞いております。現在、盗難防止カバー4万円相当を取りつけ盗難防止対策をとってはいますが、被害に遭った船外機は1機16万から30万ほどの値段であると聞いております。犯人はわからず、泣き寝入り状態で漁業に携わっておるわけであります。また、ヒスイ海岸に乗用車で来られた方々の車中盗難もたびたび発生していると聞いています。

入善町の海岸を見ますと、春日から芦崎までの区間に6基が国土交通省により海岸での状況や変化を監視できる体制になっていると聞き及んでいます。朝日町の海岸では、私の見る限り、赤川・大屋海岸というか、東草野の海岸にそれぞれ1基ずつのみではないかと思えます。

高波の状況把握はもとより、盗難やポイ捨て防止にもつながる監視カメラを、笹川河口、宮崎漁港、境・宮崎海岸等に、ぜひとも国・県に設置できるよう要望していただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上3件についての質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

ただいまの平成会代表、水島一友君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君）平成会代表質問、水島一友議員のご質問にお答えいたします。

件名1の災害対策についてお答えいたします。

朝日町は、過去から幾多の自然災害に見舞われるなど、地理的にも災害の発生しやすい要素を持ち、災害が発生するたびに大きな教訓として今日来た歴史があります。

地域における住民の生命、身体や財産を災害から保護し、被害を最小限に食い止め、事態の早期復旧を図るためには、「自分の身は自分で守る」を原則とした防災思想の普及・啓蒙が必要不可欠であると考え、取り組んできたところであります。

現在、災害対応とは別に、朝日町には日常生活において援護が必要と思われる65歳以上のひとり暮らし要援護高齢者のうち、希望者にはボタン1つで身寄りの方々などへ連絡できる緊急通報装置を貸与しているほか、民生委員が特に援護が必要と判断した高齢者に対しまして、随時、安否確認ができる隣接の方々を高齢者福祉推進員として配置しており、今年度は51名の方々に推進員を引き受けていただき、また町の老人クラブ連合会においても、寝たき

りやひとり暮らし高齢者への訪問支援活動を行っていただいているところであります。

いずれにいたしましても、災害時における初期消火活動や避難誘導、弱者への救援・救護活動など地域コミュニティとして地域住民みずからの手で地域を守るという認識を持っていただくよう、意識の向上に一層努めてまいりたいと考えております。

ことは台風が例年になく多く日本列島に上陸しているところであります。こと、そのようなときには、朝日町職員を中心に、消防関係者を含めて、台風に対する警戒態勢をとりながら今日対応しているところであります。

8月31日未明に富山県内に襲来した台風16号による被害といたしましては、朝日町老人福祉センターが管理するハウスの屋根部分を覆うガラスの損害と、カルチャーセンターみやざきのドアが一部破損したところであります。また、一昨日、9月7日の台風18号によりましては、ショッピングセンター「アスカ」に隣接する車庫の屋根部分が破損し、被害が出たところでありまして、その他ビニールハウスや農業施設の屋根の破損など被害がありますが、町の被害については少ないというふうな報告を受けておるところでありまして、人的被害がなかったことについて、まさに幸いであったというふうに思っております。

件名2点目の高校再編については、教育長より答弁をさせます。

3点目の監視カメラの設置についてお答えいたします。

ご指摘されました監視カメラにつきましては、国土交通省の防災情報システムでの設置カメラは、直轄海岸の高波等の状況を把握するとともに、海岸施設の状況や変化を監視し、災害の未然防止や海岸保全に努めるために設置されているものであります。

当町におきましては、ご指摘されましたように、監視カメラは赤川、東草野地内の直轄海岸に1基ずつ、合計2基設置されておるところであります。朝日町の松濤町の中心部を流れるサラシ川から以西については、国土交通省の直轄河川であります。そのサラシ川から以東につきましては、富山県が管理する補助海岸であります。そのようなことから、監視カメラは設置されていないのが現状であるわけであります。

この監視カメラにつきましては、情報システムのハード、ソフト両面の整備に多額の費用を要することから、現在、富山県の補助海岸では設置する意向がないのであります。

監視カメラは、防災上の目的から高波等の気象状況の把握などをするために設置されているものであり、防犯等の目的以外の目的で設置することはできないというふうに理解をしております。

なお、宮崎・境海岸はヒスイ海岸として県内外から多くの方々が訪れていることから、入

善警察署の巡回パトロールの強化をお願いするなどし、盗難被害の防止に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、高校再編についてを教育長。

〔教育長永口義時君登壇〕

教育長（永口義時君）件名2の高校再編についてのご質問にお答えいたします。

近年、国際化、情報化、少子高齢化、価値観の多様化など、社会の変化が急激に進む中で生徒の意識や生き方は大きく変容してきており、このことに的確かつ柔軟に対応していくことが学校教育に求められております。

このような社会や生徒の変化に対応するため、富山県では平成9年11月に「富山県高等学校教育課題研究協議会」を設置し、生徒減少への対応、生徒の多様化への対応、家庭、社会の連携のあり方について検討が行われ、国の動向や社会のニーズなどを踏まえながら、総合学科や普通科コースの設置、職業科の学科改編、入学者選抜制度の改善、定時制高校の再編整備などが進められてきております。また、国においても、21世紀の新しい教育のあり方についてさまざまな教育改革が行われてきたところであります。

こうした中で、中長期的な将来展望に立った「県立高校将来構想検討会」が設立されたところであります。平成14年5月にまとめられた検討会の素案の内容では、1学年4学級から8学級を適正規模とし、3学級以下となる学校については、地域の教育力など積極的に活用しながら、特色ある教育活動を展開する場合に存続を検討することや、普通科、職業科の分離が望ましいとしております。

また、検討会では、生徒減少が特に著しい平成17年度までの方向性について検討し、その後の対応については、国の次期公立高等学校教職員定数改善計画の動向や中学校卒業予定者の正確な把握を踏まえ、平成16年度に見直しすることが望ましいとされております。

しかし、県では、国の教職員定数改善計画が発表されていない中での早急な見直しは困難であるとの考えから、またこのような中で、平成17年度に向けて学科や募集定員等を10月上旬に発表できるようにしていきたいとの考えをしているところであります。

高校の募集要項が発表された後、朝日中学校では、高校の学校説明会を開催するなど本格的な進路指導等に入りますが、生徒、保護者がどの学校、学科を選択するかがかぎとなります。

ご承知のように、泊高校と朝日中学校は、平成 11 年度から中高一貫教育の連携交流を重ね、合同体験学習、部活動や教科交流、学園祭、文化祭、ボランティア活動など活発な交流を行ってきており、このような交流が進路を選択する際にその役割を果たしているものと受けとめております。

また、中高一貫教育は、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すため、6 年間の一貫した教育が受けられることを可能とするものであり、ことし 3 月に教育講演会を開催し、町民に中高一貫教育への理解をアピールしてきたところであります。さらに、7 月 5 日には、県教育委員会に対し、朝日町の交流実態を説明し、中高一貫教育の実現について要請をしてきているところであります。

以上であります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休憩は約 15 分とし、11 時 20 分から再開いたします。

（午前 11 時 06 分）

〔休憩中〕

（午前 11 時 20 分）

議長（廣田 誼君）休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問であります。

平成会代表、水島一友君であります。

ただいまの答弁でよろしいですか。

8 番、水島君。

8 番（水島一友君）それでは、要望になると思いますが、お願いをしたいと思います。

まず、災害対策ですが、いろいろ町も県も努力されておるわけですが、その中で高齢者の対策というのは、あまり見受けられないのであります。やはり私の周りにもおられますし、もちろん私どもも協力体制というか、どこにどなたがおられるかというのはほとんど、私は境ですけれども、把握しておるつもりであります。やはり災害というのは、特に私が経験した昭和 44 年では、ほとんどの家がやられて、それこそ民生委員の方々の家もやられるわけですから、人様の家までには手が回らない状態であったわけでありまして。

「自分の身は自分で守る」のは原則でありますけれども、やはり守られない方々がこれからもふえてくるわけでありまして、ぜひともその方々を含めて守っていただくように、何

かの形でいろんな方法を考えていただきたいというふうに思います。これは要望であります。

それから、台風の被害についても、被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げたいと思います。

2件目の高校再編でありますけれども、まだ結果が出てこないわけではありますが、泊高校のOBの1人として、やはり存続に向けて何かの形、態度、それから行動を起こしたいなというふうに考えております。

教育委員会では、逐次高校の動静について教えていただければ幸いかなと思います。逐次ぜひともお願いをしたいと思います。要望です。

3件目の監視カメラの設置であります。

監視カメラと言ったのでできないのか、それは定かではありませんが、私は防災も兼ねておるカメラのつもりで質問をさせていただきました。設置はできないという答弁でありましたが、朝日町では特にサンリーナの体育館、駐車場等もありますけれども、やはりいろんな盗難がチャンスというばかりにやられるわけであります。入善署の方々も駐車場とか海岸等いろいろと回っておられますが、話の中でやはりそういうカメラを設置できないものかなというふうに言っておられますので、また当局としまして、警察署なりいろいろな方面とも話し合っ、ぜひとも何かの形をとっていただきたいというふうに要望を申し上げます。ぜひつけてくださいと言えない状況であります、やはり町長の頑張りに期待をして質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

次に、翔政会代表、水野仁士君。

〔3番水野仁士君登壇〕

3番（水野仁士君）議長のお許しをいただきまして、議席3番の水野でございます。

翔政会を代表し、さきに通告してあります件名4件の質問をさせていただきます。

町制施行50周年記念のこれまでの各種イベントは盛大に、成功のうちに終わられたことをお喜び申し上げます。また、役職員、特に職員の方々にはお骨折りご苦労さまでございました。

まず、件名1ですが、朝日町は50歳を迎え、甘いもすっぱいもわかる年になりました。さてこれから合併かというときに、合併は破綻をし、折しも三位一体改革の影響から大幅な財

源の削減を余儀なくされ、財政運営はますます厳しさを増すものと思われま。その中で、今後、健全な財政運営をされるご苦労ははかり知れないものがあると思います。

そこで、ふるさと活性化の推進事業である道の駅構想、大変大きな夢でありますし、大変大きな事業でもあり、また大変大きな財源を必要とする道の駅であります。今後、この財源をどう確保するかという問題もあるでしょう。しからば、これは合併も視野に入れたスタンスで道の駅構想を持っておられたのではないのでしょうか。今後も道の駅構想を推し進められるのかお聞きしたい。

また、ヒスイ海岸オートキャンプ場利用者及び立ち寄りのお客さんにも、ヒスイ海岸で拾えるヒスイの原石等ヒスイを幅広く知っていただくためにも加工・展示・販売コーナーを管理棟1階にできないものなのでしょうか。海辺、浜辺といいますと、人は観念的に暖かいシーズンを思うわけですが、特にヒスイについては冬の荒れた海辺にこそ一獲千金のお宝が打ち上がるのです。決して拾われても朝日町へ届ける必要はありません。あなたの家のお宝に、身につける宝石に、親しい人への贈り物にと、そういった観点からいたしましても、加工・展示・販売コーナーをつくり、冬場の閉館期間も営業されてはいかがなものなのでしょうか。

続いて、件名2件ですが、旧東部清掃センターの焼却炉から煙が上がらなくなって久しく、5年近く経過しているようですが、使用されなくなってからの外回りの管理についてもそれなりに苦労があると感じます。このまま朽ちていくのを待つというわけにもいかないでしょう。現在も煙突を含め焼却炉もダイオキシンの汚染されていると思いますが、このダイオキシン類に汚染された施設の解体・撤去には難しい問題もついて回ると思うわけですが、近い将来、焼却施設を解体・撤去される考えはないかお尋ねをいたします。

また、施設解体・撤去後の跡地利用は、ストックヤードやリサイクルセンター等ごみ関連の施設を考えておられるのか、更地のまま残すのか、全く別の施設を考えておられるのか、構想があればお聞かせ願いたい。

件名3ですが、町では、不妊治療費助成制度を設け、少子化対策の一環として前向きな姿勢で取り組んでこられ評価するものです。まだ始まったばかりの制度なので知らない方々も多々おられるかもしれませんが、利用された件数をお聞かせ願えれば幸いです。

昨年の統計では、女性が一生のうちに産む子どもの合計特殊出生率が過去最低の1.29になったと聞き及んでいます。人口規模を維持するのに必要な水準2.08を大きく下回る現状にあり、人口問題研究所が2006年をピークに日本人の人口が減少に転じると予想し、人口減少時代が目の前に迫ったことを示しています。少子化とともに高齢化が進み、労働力の確保、年

金を初めとする社会保障制度、あるいは購買力の低下、何よりもかによりも社会的活力の低下をきたし、幅広い分野に問題が生じてまいります。すべての根幹にかかわる国の一大事です。

さて、当町においても、平成6年3月31日では、人口1万7,641人。そのうち、年間出生児130人、死亡178人。平成16年3月31日では、人口1万5,538人、年間出生児86人、死亡189人というように、明らかに10年前よりも2,103人の目減りを来たしています。

人口減少にはいろんな要素が含まれ一概に言えませんが、人口減少について歯どめになるような対策を考えておられるかお聞かせください。

次、結婚適齢期になっても結婚しない男と女。とうが立っても結婚しない男と女。結婚も今や晩婚ならぬ老婚になったかと思うほどです。未婚化が進み、独身生活を謳歌し、そのままひとりで身を立てられるのか知る由もありませんが、わけのわからない結婚観、わけのわからない男と女の関係になったと感じる昨今であります。

こういった現象がますます少子化に拍車をかけている要因の1つとも言えるのではないのでしょうか。仕事と育児を両立させ、子育て支援策ばかりに力が入っているように見受けられますが、同時に少子化対策にも力を入れてほしいと願うものです。

そもそも町長、赤ん坊は、コウノトリは運んで来てくれません。桃に入って川から流れてくるわけありません。まして、木のまたから、「こんにちは」と顔を出してくるわけありません。神代の昔から決まっています。男と女がくっつかなければ授かりません。なぜ結婚しないのか。なぜ結婚できないのか。若い出産可能年齢の夫婦がなぜ2人目、3人目のお子さんを持つとする意欲がないのか。こういったことを調査、追跡、相談などの声を聞く対策等の窓口を設ける考えはないのでしょうか。行動を起こせば、1つの明かりも見えてくると思うのですが。

件名4の消防団への女性団員の入団についてお伺いいたします。

朝日町には各地域に密接に密着した消防団が6分団ございますが、各分団には女性の分団員がおられないようですが、男女雇用機会均等法、あるいは男女共同参画社会の形成の観点からいたしましても、何か物足りなさを感じます。

女性の活用、協力も必要な時代になってきたのではないのでしょうか。消防団員も男の汗の独壇場ではなくなってきたのではと思います。それぞれの地域の各分団内にすばらしい能力を秘めた女性の方々がいらっしゃるはずで、その地域内で1名とは言いません。3名程度の女性の加入、入団を積極的に試みられてはいかがなものでしょうか。

以上、質問といたします。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

ただいまの翔政会代表、水野仁士君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 翔政会代表質問、水野仁士議員のご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと活性化の推進についての要旨(1)道の駅構想を進めていくのか考え方を問われましたのでお答えいたします。

道の駅構想は、境・宮崎海岸の周辺地域が「日本の渚・百選」に認定されたヒスイ海岸を初め、宮崎鹿島樹叢や浜山玉づくり遺跡、境関所、宮崎城跡などの豊富な観光資源を有するとともに、国道8号や北陸自動車道、JR北陸本線など主要な交通網が近接しており、モータリゼーションを中心とした交流拠点づくりには最適地であるとの観点から、平成10年度より国・県へ重要要望事項として取り組んできたところであります。

町では、これまでもあさひ国民休養地や朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場を整備する一方、第3次朝日町総合計画後期基本計画において、交流人口による町の活性化を図る基盤づくりを目指し、ヒスイ海岸周辺整備事業として位置づけるとともに、平成14年度には道路計画を中心とする「あさひヒスイ海岸周辺整備基本構想」を策定し、15年度には基本構想をもとに市場調査を実施したほか、今年度当初予算には事業化計画策定のための委託費を計上するなど、自然や観光資源など本町の特徴を生かした、情報と快適な休息、質の高いサービスを提供するため、富山県の東の玄関口にふさわしい交流拠点施設の実現に向けた取り組みをしてまいったところであります。

しかしながら、事業実施に当たっては、国・県の補助はないのであります。町単独予算、つまり起債も含めて対応せざるを得ない状況にあるわけであり、現在の町の状況におきましては、この事業を推進することに対しまして、足踏みをしたところであります。

なお、道の駅構想にかかる用地につきましては、平成6年度から北陸新幹線トンネル工事の発生土置き場として約4.3ヘクタールを借地してまいりました。現在は、借地前の境界確認をするための測量設計作業を行っているところであります。

2点目のオートキャンプ場管理棟内でヒスイの加工・販売・展示ができないかということであり、質問にお答えいたします。

常に申し上げておりますが、「日本の渚・百選」に選ばれたヒスイ海岸に隣接する朝日勤

労者総合スポーツ施設「朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場」は、平成 11 年 7 月に開設して以来、自然豊かな海岸が美しいことなどから、県内外から多くのキャンパーにご利用いただき、好評を得ているところであります。特にこのオートキャンプ場は、ヒスイの原石が拾えるということで、利用者は必ずといっていいほど海岸を散策され、中にはキャンプ場事務所へ石を持ち込んで、ヒスイの原石であるかどうか鑑定を依頼されるお客様もおられるわけであり

ます。

ご質問されました管理棟での原石の加工・展示・販売コーナーをつくることできないかということではありますが、原石の加工には研磨設備や機械等の設置場所が必要なこと、研磨作業には熟練した技術者が必要なことなどから、加工施設等の設置は困難であると思えます。

原石を拾ってこられたお客様で、研磨や加工を希望される方には、近くの加工場を紹介するなりしてあるわけでありまして、今後ともお客様に喜んでいただけるキャンプ場を目指していきたいと考えております。

2 点目の広域行政の推進についてお答えいたします。

東部清掃センターは朝日町と入善町がお金を出し合いまして、そして西部清掃センターは魚津市、黒部市、宇奈月町がお金を出し合ってつくられた建物でありまして、お互いに昭和 48 年の建設、47 年の建設等もございました。老朽化を含めまして、平成 12 年 4 月に朝日町の三枚橋地内でエコぼ～との建設に踏み切り、今日稼働しているところであります。

平成 11 年 9 月に新川広域圏事務組合理事会におきまして解体の承認を受けまして、翌平成 12 年 2 月の定例議会において解体費の計上をしたところであります。

しかしながら、平成 12 年 7 月に大阪府におきまして、焼却炉解体作業員の血液からダイオキシン類の検出がされたことから、当時の労働省から厚生省に対し、解体作業のマニュアルが策定されるまで、廃棄物焼却施設の解体作業の自粛要請がなされたところであります。

このために、新川広域圏事務組合におきましても、東部及び西部センターの解体について、マニュアルができるまでの間、解体工事を凍結いたしましたところであります。

平成 13 年 4 月に労働省から解体工事施設内作業マニュアルの通達がなされました。これを受けまして、新川広域圏事務組合では、解体工事に係る調査業務を委託し、平成 13 年度にはダイオキシン類濃度の測定、平成 14 年度には解体計画を策定いたしました。

この結果、解体工事費の総額が両施設で約 10 億円を上回る額が必要なこと、また解体に対する補助制度も当時なかったことから、実施はなされておられません。

しかしながら、ごみ焼却炉施設の解体問題につきましては、ダイオキシンの規制強化とと

もに全国的な問題であり、これらの円滑な解体を推進するため国において検討がなされました。平成16年4月に「廃焼却炉の解体に関する補助制度」が創設されました。これにつきましては、4分の1の補助、そして有利な起債が適用されるわけであります。

これを受けまして、新川広域圏事務組合では、施設の財産処分の申請を16年1月に終えております。当該制度の活用を図るために、本年度中 近日中に相なろうかと思っておりますが、解体の事業申請を行いまして、解体目途年度は18年と定めていきたいと思っております。跡地につきましては、当面の間、資源ごみのストックヤード等の活用として計画をしていきたいというふうに考えています。

しかしながら、本年創設されたばかりの補助制度であります。また、富山県内には、解体予定施設が新川広域圏事務組合の2カ所を含め、8カ所あるわけであります。採択の優先順位等については流動的なものがあるかと思っておりますが、この事業の採択に努めていくというふうに新川広域圏一部事務組合の理事会で確認をしたところであります。

3点目の人づくり・健康で心豊かな町づくりについての1つ、不妊治療費助成制度についてお答えいたします。

近年の急速な少子化の進行は、子ども同士のふれあいの減少等により、自主性や社会性が育ちにくいといった影響や年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働者の減少による社会の活力の低下等、我が国の社会経済に極めて深刻な影響が懸念されておるわけであります。

一方、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもにも恵まれず、不妊に悩み不妊治療を受ける夫婦が増加しているのも事実であります。

このような中、国におきましては、本年度から新たに不妊治療の経済的負担の軽減を図るための助成措置が講じられました。

朝日町におきましても、近年、出生率の減少傾向にあることから、国の助成制度のスタートに合わせ、朝日町単独の不妊治療費助成制度を創設し、広報あさひやケーブルテレビ、町のホームページ等で制度の周知を行ってきたところであります。

この助成制度の対象者の要件としては、朝日町に1年以上居住している夫婦で、体外受精または顕微鏡授精以外に妊娠が望めないと判断され、配偶者以外から精子または卵子の提供を受けないことが条件であります。富山県内の指定医療機関において、不妊治療を受けている夫婦を対象といたしました。

また、助成内容といたしましては、体外受精などの不妊治療に要した医療費のうち、国・

県等の助成金を差し引いた費用の2分の1以内とし、年間10万円を限度として助成するものであります。

不妊治療に関する申請相談窓口は、専門的な知識を有する保健師が常駐する朝日町保健センターといたしました。

これまで、不妊治療について、助成内容や申請方法等についての問い合わせが数件ありましたが、現時点では申請に至っていないのが現状であります。

今後とも、町民の皆様には制度のより一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の人口の減少についてお答えいたします。

人口動態の推移につきましては、朝日町はもとより富山県、日本国が平成11年から減少し、日本の総人口も平成18年をピークに減少に転じることが見込まれております。まさに全国的に減少傾向にあるわけでありまして、出生率の低下や高齢化率の上昇により、我が国は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しております。

このように、少子高齢化が進行している現在、人口減少社会とどのように向き合い、将来に希望を持てる社会の実現を図っていくかが重要な課題となっております。その上で朝日町では、交流人口に着目し、朝日町に暮らし、働き、憩える、生き生きとしたまちづくりを進めてまいりました。

1つは、昭和59年から取り組みました全国ビーチボール競技大会につきましては、1回目は705名の選手を迎えたのであります。本年度は21回目を迎えるわけでありまして、そしてまた、平成6年度から行いました翡翠カップビーチボール全国大会と合わせまして、ことしは約2,700名の選手の方々が当町に来ていただきまして、各施設、各宿泊先にお泊りをいただいております。また、平成9年にオープンいたしました「なないろKAN」につきましては、年間約6万人の方の利用がございまして、平成11年にオープンいたしました「朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場」につきましては、4月1日から11月30日までの営業期間であるわけでありまして、年間約1万2,000人の方が利用されておるわけでありまして、平成12年度にオープンいたしました「らくち~の」では、年間約23万人の方が利用されておられまして、本年7月12日には、100万人を超えたイベントを行ったところでありまして、町内外の方々の交流の場として定着してきたのではないかなというふうに思っております。

私は、農業に携わる女性の方々に、将来は企業家になっていただきたいということも思いながら進めてまいりました。女性グループの活動への支援、施策を行ってきたところであります。このたび、加工施設を建設させていただきました。女性グループの方々がみずから出

資して農事組合法人「食彩あさひ」を設立されたところでもあります。指定管理者制度に乗りまして、この施設を現在自主的に管理・運営していただいております。

定着人口を目指すためにということで、旧朝日町教育文化センター跡地につきましては、よこお団地の分譲を行っているところであります。現在のような社会情勢の中で、分譲地の売れ行きが少し鈍っているというふうに理解をしております。

今後ともいろんな施策を進めていかななくてはならないと改めて思う日であります。

3点目の少子化支援対策としての相談窓口の設置をとのご質問にお答えいたします。

先ほどからも申し上げておりますように、少子化が社会問題となっております。その原因につきましては、いろんなことがあろうかと思いますが、やはり出生率が気になる昨今であるわけであります。

単に結婚・出産の奨励のほか、女性が仕事と家庭を両立できるような環境づくり、社会全体の支援対策づくりが必要と考え、少子化の要因と影響双方への取り組みなど、子育て支援、男女平等社会の実現や子育てと就労の両立支援、また社会保障制度の改革、雇用慣行などの政策を国が打ち出してきております。

朝日町におきましても、少子化対策の観点からいろんなことを行っております。まず、医療面におきましては、乳児、幼児及び妊産婦、ひとり親家庭や障害児への医療費助成による負担の軽減。保健分野におきましては、妊産婦や乳幼児を対象とした定期健診や訪問指導、育児相談等の実施。福祉面におきましては、町単独の出生奨励金や心身に障害のある児童を対象とした福祉金の支給を初め、児童手当にあっては、本年度より従来の義務教育就学前から小学校3学年修了前までの支給対象を拡充したところであります。保育所にあつては、平成15年度にひまわり幼稚園を開設し、早朝・延長・土曜保育や乳児保育、障害児保育の充実に努めるとともに、同時入所、第3子の保育料を軽減しているところであります。また、ひまわり幼稚園併設の子育て支援センターにおきましては、保育所に入所していない子どもたちを一時的に預かる一時保育、子育て相談、若いお母さん方を対象とした育児サロンを開設し、多くの方々に利用いただいております。

平成8年から14年度まで、晩婚化による少子化という人口問題の観点から、結婚問題支援事業に取り組んでまいりました。結婚を支援する結婚推進員制度、結婚相談窓口の開設をいたしました。その中の結果を見ますと、結婚を望む親は多いのであります。若い男女は望まないという現象が生じたり、結婚推進員の方が訪れると、「あなたは何故そんなことをするのか。」大変冷たい言葉を受けたというふうにお聞きいたしました。

そんなこともありまして、出会いの場を創出する若者交流イベントの実施をいたしまして、最終的にはカップルができるわけではありますが、実際に婚姻まで行った経緯がないのであります。そんなことで、大変この問題については苦慮するところであります。議員がご指摘されますように、行政に課せられた問題だというふうに認識をしております。

4点目の消防団員についての女性団員の入団を考えたかどうかというご指摘にお答えいたします。

消防団は、主に火災の警戒、鎮圧、各種災害の防御及び被害の軽減活動に従事する機関として、郷土愛護精神のもと地域住民により組織されているところであり、地域における消防力・防災力の維持・向上のため重要な役割を担っております。まさに「地域防災の要」と私は認識をしております。

その構成員である消防団員は、日常、各自の職業に従事しながら必要に応じ参集し、消防活動を行う非常勤消防団員であります。

朝日町の消防団の定員は、朝日町消防団条例で団長1名、副団長2名、各分団45名の6分団制をしいておりますので、273名の非常勤消防団員であります。

女性消防団員につきましては、男性消防団員の不在から生じる消防防災体制の低下を防ぐため、男性にかわって消防の任務に携わる必要があるということもありますし、通常の火災対応のほか、一般家庭の防火指導、ひとり暮らし高齢者等への防火訪問や応急手当指導など女性の能力を生かした活動で大きな成果を上げているところもあるというふうに私は認識をしております。

現在は、朝日町消防団の新旧交代団員につきましては、それぞれの分団がそれぞれの地域、町内会等の協力を得て1分団45名の団員の確保に努めておるわけでありまして、その中で女性消防団員の話が出るとすれば、町としては受けとめていきたいと思っております。このことにつきましては、いつかの時点で消防団員の幹部会に諮ってまいりたいと思うわけではありますが、なかなか難しいことであるかなというふうに認識をしているところであります。

以上であります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休憩時間は約55分とし、午後1時から再開いたします。

（午前11時58分）

〔休憩中〕

(午後1時00分)

議長(廣田 誼君)休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問であります。

代表質問、水野仁士君。ただいまの答弁でよろしいですか。

3番、水野君。

3番(水野仁士君)それでは、二、三再質問させていただきたいと思います。

道の駅のことですけれども、先ほど町長の答弁の中で、足踏みをしていると、こういうようなお答えがございました。その中で「足踏み」という言葉、再度、また半歩でも、1歩でもこの構想に対し前へ進んでいかれるという、そういう含みを持った発言だったか。それをひとつお願いします。

議長(廣田 誼君)答弁を求めます。

件名1、道の駅について答弁を、町長。

町長(魚津龍一君)実は夢を持ちつつ、この夢を実現したいというのが私の気持ちでございますが、私の任期中にはまず不可能であるというふうに思います。

議長(廣田 誼君)よろしいですか。

3番、水野君。

3番(水野仁士君)はい。それはそれでわかりました。

それでは、続いてヒスイ海岸にあるオートキャンプ場の管理棟の中に、販売・展示・加工の施設ということをお尋ねしておったわけですが、一応販売・加工は無理といたしましても、ヒスイ海岸でとれる原石のヒスイを展示なさってもいいのではなからうかと。それと1点、答弁の中でなかったのですが、冬の閉館時期の営業もひとつ考えたような答弁をお願いします。

議長(廣田 誼君)答弁を求めます。

件名1、オートキャンプ場について答弁を、町長。

町長(魚津龍一君)ちょっと後のほうをよく理解できませんでしたが、それは4月1日から11月30日まで営業しているということなのでしょうか。

〔発言する者あり〕

議長(廣田 誼君)ちょっと待って。まず答弁、町長。

町長(魚津龍一君)まず、先ほど申し上げましたように、ヒスイの原石を加工することにつきましては、機械そのものはお金を出せば買えると思うのでありますが、やはり技

術者がいるわけでありますから、総体的に考えると不可能であるというふうに申し上げなくてはなりませんし、例えばヒスイの原石を展示するということになれば、当然、欲しいという方が出てこられるわけでありまして、そういうところの問題をどうするかということがありますので、検討をさせていただきたいと思います。

議長（廣田 誼君）町長、12月から3月までの閑散期の営業について答弁をお願いします。

町長（魚津龍一君）実はオートキャンプ場を建設する段階で、やはり営業しておられる方との競合ということも考えまして、4月1日から11月30日に期限を切っておるところでありますので、よろしく願いいたします。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

3番、水野君。

3番（水野仁士君）それでは、東部清掃センターの、これもちょっと要望でございますけれども、この解体・撤去につきましても、理事長の踏ん張りを期待したいところでございます。

それと、不妊治療費助成のことでございますが、残念なことに朝日町では1件も利用がなかったと。それなりにPRもしておられたと思いますが、より一層のひとつPRをお願いしたいと。これも1つの要望でございます。

それと、人口減少問題のことでございますが、当朝日町ばかりが人口が減少しておるわけではございませんので、なかなか難しい問題かと思えます。願わくは、定住人口の拡大を少しでも図っていただきたいと。こころあたりは、ひとつ町といたしましても、知恵も出しお金も出ししっかりとこの問題に取り組んでいただきたいと。これも1つの要望でございます。

それと、結婚問題どうのこうのと言っておりましたが、本来結婚や出産はあくまでも個人の自由な選択にゆだねられるべきものと私は思うわけでございますが、かといって、諭すことはできても、強制もできない。そこらあたりを町長はどう思われますか。答弁をお願いします。

議長（廣田 誼君）件名3の結婚等について、答弁を町長。

町長（魚津龍一君）議員が常々言っておられますように、これは自由、選択でございますが、実は朝日町の職員としても年齢を重ねている女性も男性もいるんですね。これにつきましては、例えば冗談で話をしたこともありますが、強制力がございませんので、これは大変難しい問題でございますので、側面的に議員各位から職員に向かって話をしていただければ少しは効果出るのかなと思う次第であります。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

3番、水野君。

3番（水野仁士君） それでは、これも要望でございますが、先ほどいろんな窓口もできないかと言っておりました。声を聞く窓口の設置の件をあわせて、これは要望であります。次世代育成支援対策推進法など少子化対策関連法に基づき、行動計画策定に当たっては、企業も自治体も地域の実情にあった具体策を盛り込んでいただきたいということを強く望むわけでございます。

少子化社会対策基本法の理念にのっとり、若い男女が明るい家庭をつくり、子育てに夢や希望を持つことができる環境整備を進めていってほしいと願うわけでございます。これは相談その他の窓口にいたしましても、これも1つの要望とさせていただきます。

件名4の件でございますが、富山県に女性の消防団員、あるいは消防分団員のいる市町村は幾つあるか、もしわかればお知らせいただければと思います。

先ほどもありましたが、私は、特に女性は女性の立場で対応できる消防活動もあるかと思えます。環境も整えなければならぬかと思えますが、一概に女性の加入といいましても、なかなか難しいかと思えます。消防団分団の人員も273名というふうに何か6分団のうちで決まっておるようでございますので、これも新旧交代の時期に女性が入団、加入ということですか、されなければならないと。そういう人数の規制がはっきりとあるといえますか、それを何か撤廃というか、「私も消防団に入りたいわ」と思われる方を別としても、まず手始めに、何か女性だけのグループの番外分団をつくられてはいかがかと。この2点、よろしくお願いします。

議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

消防団員について、具体性がありますので、消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君） 富山県の消防団の中でそれぞれ女性消防団員がいる自治体でありますけれども、7つの市町村において消防団員の中に女性消防団員がいるというふうに聞いております。

女性消防団だけの、定員以外の枠内というような話があったのですが、ご存じかと思うのですが、以前に婦人消防隊というような組織が朝日町の消防の中にもありました。しかし、いろんな理由の中から婦人消防隊については、今現在いないというふうな状況になっておりますので、そのことについては、今後、また検討をいたしたいと思えます。ただ、先ほどから言っております女性消防団員については、定数の中での考え方というこ

とになるかと思えます。

以上です。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

3番、水野君。

3番（水野仁士君）はい、わかりました。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

次に、日本共産党代表、稲村功君。

〔15番稲村 功君登壇〕

15番（稲村 功君）稲村功であります。日本共産党を代表して質問いたします。

まず、「三位一体の改革」について。「三位一体の改革」と義務教育費国庫負担金の削減についてお尋ねいたします。

去る8月18、19日の両日開かれた全国知事会は、2005年、2006年の両年度で3兆円余の国庫補助負担金を削減する案を賛成多数で決めたことは、ご案内のとおりであります。その中で焦点の義務教育費国庫負担金については、公立中学校分8,500億円の削減を盛り込み、2009年度までに小学校分も廃止するとしています。

全国知事会では、義務教育費の国の負担は憲法上の要請であり、分権の名のもとに教育制度の根幹を揺るがしてはならないとか、削減額を3兆円にするための数字合わせでやるべきではないなど異論が相次ぎ、異例の採決による決着など義務教育費国庫負担金の削減に対する強い反対が浮き彫りになったのであります。

政府は、2006年度までに3兆円の国庫補助負担金の削減を目指しています。国庫補助負担金の7割は福祉、教育の義務的支出であります。その中で2兆5,000億円の義務教育費国庫負担金は大きな割合を占めており、その削減には多くの自治体や教育関係者が反対しています。

憲法26条は、国民が等しく教育を受ける権利を持ち、義務教育はこれを無償とすると述べております。また、教育基本法は、その3条で教育の機会均等の原則を定めています。財政力の乏しい市町村に住んでいても全国と同じ条件で教育が受けられるように、教職員の給与など義務教育にかかわる費用を国と県が2分の1ずつ負担する現在の義務教育費国庫負担金制度は、憲法と教育基本法に明記された国民が義務教育を受ける権利を国が保障するための根幹をなす制度であります。

義務教育費国庫負担金の削減は、子どもにも均等に教育の機会を保障する国の責任を放棄することであり、絶対に許されないと思うものでありますが、町長の所見を伺います。

教育問題の2番目、通学路の街灯の設置について伺います。

あさひ野小学校の通学路の高橋・井ノ口間に街灯をつけてほしいとの地区要望は強いものがあります。

私は、2度ならず議会で質問しておりますが、らちが明きません。最近近くで変質者が出没したとの事例もあるようであります。児童が安心して通学できるよう、万全の施策をとるべきであります。当局の計画を示していただきたいと思えます。

次に2番目、教育問題であります。

失礼しました。今の2番目は前後しまして、これは教育問題の2番にいたします。

教育問題の2番目、通告と順番が逆になりました。

教育基本法の見直し、改定について伺います。

1947年（昭和22年）3月31日に交付された教育基本法は、我が国教育法制を、教育勅語体制から教育基本法法制へと転換させたと言われております。それは教育勅語にかわって我が国教育の根本理念を掲げるとともに、日本国憲法と関連して教育上の基本原則を示すものであり、戦後教育法制の根幹をなす法律であります。

教育基本法を必要とした最大の理由は、戦前・戦中の教育に対する反省からであります。大日本帝国憲法のもとでは、教育勅語という天皇の言葉によって根本的に教育のあり方が定められておりました。1890年（明治23年）発布のこの教育勅語は、天皇が「爾臣民」に向けて「父母に孝に」から始まる一連の道徳原理を説く形で、よき臣民としてのあり方を指し示すものであります。この時代、国民は国の主権者ではなく、あくまで天皇の赤子として保護の対象とされ、その見返りとして無条件の忠誠を要求された臣民でありました。国民はその意味で、自分自身で決断することもかなわない半人前の存在とされ、その半人前の存在に対して道を説く天皇の言葉が教育勅語であったわけであります。

そのため教育勅語の内容は、最終的には天皇に対する絶対的な忠誠に集約される形になっておったのであります。「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、天壤無窮の皇運を扶翼すべし」ということがすべての価値の源とされたのであります。

天皇への献身が中心であったわけでありますから、戦時中に行われた教育では、天皇のために死地に赴き、立派に戦い、美しく散ることが日本人として生きる目的だと教えられました。また、女の子は、戦死して英霊となる道が閉ざされていたため、選挙権もない二級国民

のまま優秀な兵士をつくる生産機械として生きていくことが求められたのであります。

このような軍国主義下の教育は、いずれにしても、子どもを、死を恐れぬ兵士につくりかえ、消費していくためのものでありました。子ども一人一人の生命やさまざまな個人的な思いに価値などなく、ただお国のため、天皇のために死んでいく瞬間にその日本人としての輝く美があるという考え方であります。

これは子どもを生かすための教育ではありませんでした。子どもはあくまで国家のために役立つ存在であって、その意味では国家の道具にほかならず、子どもを道具として洗練させていく過程が教育だったと言えるのではないのでしょうか。これは、私自身が戦中教育を受けた経験からの言葉であります。

教育基本法は、戦前・戦時の、このような過去の反省を踏まえて制定されたものであります。その前文で、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と理想の実現は教育の力に待つべきとし、またその第1条では、「教育の目的」で、教育は人格の完成を目指して行われなければならないとして、子どもの道具化を反省し、子どもを尊重しようとする意思が込められております。

最近、憲法改正論と相まって、教育基本法の見直し、改定がにわかに喧伝されるようになりましたが、憲法に基づいた教育基本法の教育の理念、目的は輝かしい価値を持っていると考えますが、教育基本法についての当局の考えを伺いたいと思います。

失礼しましたが、先ほどの冒頭の2番目は、これに続くわけでありました。

最後に、3番目の農業問題であります。

土づくり、土壌改良について伺います。

今議会で提案されている平成15年度歳入歳出決算書において、土づくりコンビナート事業や堆肥実証田協力費、あるいは堆肥製造施設基本構想策定指導費等が計上されておりますが、土づくり事業に鋭意努力されたことに敬意を表しますとともに、その成果と結果を今後どのように生かされようとしておられるのかお聞かせください。

過日の質疑の折に、堆肥製造施設構想はこれからも継続していく旨の答弁がございましたが、その計画をお聞かせください。

農業は土づくりが基本だと昔から言われております。近年、大豆の作付けが頻繁になったことなどから地力の低下が著しくなったと指摘されております。有機肥料、わけても堆肥の製造はまことに時宜を得た施策と考えます。

農協や農家などとともに堆肥製造施設の設営に努力されることを希望いたしまして質問を終わります。

議長（廣田 誼君）稲村議員、件名2の教育問題についての(2)通学路の街灯設置についてはどうしますか。

15番（稲村 功君）先ほど言ったように逆に。

議長（廣田 誼君）2番ね。2番で、さっきの教育基本法は(1)ですね。

15番（稲村 功君）発言は変わりませんが、そういうふうにしてください。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

ただいまの日本共産党代表、稲村功君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君）日本共産党代表質問、稲村功議員のご質問にお答えいたします。

件名1の「三位一体の改革」についてお答えいたします。

昨年6月、国の経済財政諮問会議で決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」、いわゆる第3次骨太の方針において、地方税財政制度改革である「三位一体の改革」や「規制改革」など7つの改革が打ち出されたところであります。

その「三位一体の改革」の具体的な内容は、1つには、平成18年度までに「国庫補助負担金等整理合理化方針」に基づき、事務事業の見直し、国庫補助負担金の広範な検討を進め、おおむね4兆円程度をめどに廃止、縮減を行う。2つ、義務的経費については、補助金の全額を税源移譲し、その他事業で引き続き地方が主体となり実施する必要のあるものについては、精査した上で8割程度税源移譲をする。3つ、地方交付税の財源保障機能は全般を見直しするとなっております。

この方針のもとに、昨年11月、経済財政諮問会議においては、「三位一体の改革」の初年度である平成16年度に1兆円の国庫補助負担金を減らし税源移譲することを決定し、国の予算に反映されたところであります。さらに、本年6月の経済財政諮問会議において決定された「骨太方針2004」においては、1つ、平成18年度までの改革の全体像は、ことしの秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾ける。2つ、税源移譲はおおむね3兆円を目指す。その前提として、地方公共団体は、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめ、これを踏まえて検討することが明記されたところであります。それらを受けまして、それぞれ、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市

議会議長会、全国町村議会議長会、いわゆる6団体であります。それぞれが検討するという  
ことに相成りまして、全国町村会は8月17日に、その後、市長会並びに全国知事会の事務局  
長レベルで議論がなされたところであり、それらを踏まえまして、8月18日、19日に  
新潟県で行われました全国知事会議において国庫補助負担金の削減額を平成18年度までの  
第1期合計額が3兆2,000億とすることが正式決定されたところであり、その後は、国は8  
月24日に経済財政諮問会議を開き、全国知事会など地方6団体がまとめた3兆2,000億の中  
の8,500億円の義務教育費国庫負担金を含めた削減案について議論がなされたところであ  
ります。

今後は、国の予算編成段階においても活発に議論され、年末までには「三位一体の改革」  
の全体像が示されるものと思います。国庫補助負担金の具体的な削減額とあわせて税源移譲  
額が見えてくるものと思うわけでありまして、現在はその推移を見守ってまいりたいと思っ  
ています。

2件目の教育問題についての(1)教育基本法の「改正」については教育長より、(2)の通学  
路の街灯設置については教育委員会事務局長から答弁をさせます。

3点目の農業問題についてお答えいたします。

平成14年12月に「米政策改革大綱」が決定され、米に関する政策が大きく転換したこ  
とは、ご案内のとおりであります。特に米の需給調整につきましては、平成20年度までに農業  
者や農業団体が主体的に取り組むこととされており、今後、米を中心とした産地間競争が激  
化することは必至であり、消費者ニーズに対応した売れる農産物の生産が求められてくる  
と思います。

このことから、生産者とあさひ野農協がお互いに連携し、売れる農産物、とりわけ安全・  
安心・高品質な米づくりに重点を置き、その施策として土づくりに取り組んできたところ  
であります。

朝日町では、その支援策として、平成14年度から3年間事業としてあさひ野農協と協力し、  
町内の全ほ場を対象に「珪酸カルシウム」の散布を呼びかけ、その資機材の一部を助成す  
る「土壌改良対策事業」を実施し、昨年までに820ヘクタールのほ場に散布をいたしました。

また、腐植含有物が少なく、地力の乏しいほ場を対象に堆肥を散布し、その経費の一部を  
助成する「土づくりコンビナート事業」を実施し、昨年までに64ヘクタールのほ場に堆肥を  
散布いたしており、田の基礎体力とも言える地力を高めるなど、朝日産米の品質向上に努め  
てまいりたいというふうに考えております。

今後は、土づくりのために、木質バイオマス等を含めた研究をし、進めていきたいということで、平成 15 年度に取り組んだ諸事業の成果を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

次に、件名 2、教育問題についての要旨(1)教育基本法の「改正」についてを、教育長。

〔教育長永口義時君登壇〕

教育長（永口義時君） それでは、教育問題について、教育基本法の「改正」についてのご質問にお答えをいたします。

教育基本法は、日本国憲法と同じ昭和 22 年に施行され、教育の基本理念や教育の機会均等など学校教育法、社会教育法などのすべての教育法規の基本となっております。

法施行以来半世紀が経ち、この間社会は大きく変化し、青少年の規範意識や道徳心、自立心の低下、子どもの問題行動、家庭や地域の教育力の低下を初めとした教育全般にさまざまな課題が生じ、また経済社会のグローバル化、科学技術の進展、地球環境問題の重要性の高まり、少子高齢化、情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められております。

このため文部科学省では、21 世紀において我が国が明るく豊かな未来を切り開いていくためには、社会の存立基盤である教育について総合的に検討する必要があるとし、個人の尊厳や真理と平和の希求など普遍の原理を大切にするとともに、「新しい時代を生きる日本人の育成」「伝統・文化など次代に進むべきものの尊重、発展」「教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定」の 3 つの観点を示し、平成 13 年 11 月 26 日、中央教育審議会に諮問されました。

審議会では、現行の「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は今後も大切とし、7 つの重要な教育の理念や原則を明確にし、平成 15 年 3 月 20 日、文部科学省に答申したところであります。

7 つの理念とは、1 つは信頼される学校教育の確立、2 つ目には「知」の世紀をリードする大学改革の推進、3 つ目は家庭教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携協力の推進、4 つ目が「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養、5 つとして日本の伝統文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養、6 つ目が生涯学習社会の実現、7 つ目として教育振興基本計画の策定としております。

この答申は、戦後教育のあり方を変える内容であることから、国会で十分な審議がなされるものと考えております。

以上であります。

議長（廣田 誼君）次に、件名2、教育問題についての要旨(2)を、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長柳下善一君登壇〕

教育委員会事務局長（柳下善一君）要旨(2)通学路の街灯設置についてお答えを申し上げます。

ご質問の町道大家庄高橋線につきましては、金山、大家庄、井ノ口地区の児童が通学路として利用しているものであります。

道路照明につきましては、交差点や橋梁、道路の幅員構成、道路の線形が急激に変化する場所など一定の基準により設置されておりますが、これ以外の照明につきましては、防犯灯として町内会等で設置されてきているところであります。

町では、朝日町防犯灯設置等補助要綱を設け、町道、農道等において防犯上必要と認められる箇所に町内会等が防犯灯の設置及び維持管理を行う場合に補助をすることといたしております。

補助対象とする防犯灯は、原則20ワットの蛍光灯であり、町の助成といたしましては、防犯灯の新設について1灯2万円を限度として2分の1を補助し、また電気料については、町が全額補助するものであります。

なお、球の取りかえ、機器の一部修繕につきましても、町が2分の1を補助するものであります。

ご質問の箇所につきましては、道路照明の基準に該当いたしませんので、町の防犯灯設置補助制度を活用していただきたいと思いますと考えております。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

15番、稲村君。

15番（稲村 功君）順次課題に応じて再質問させていただきます。

まず、三位一体と義務教育費国庫負担金の削減の問題であります。町長の答弁は、つまるところ、推移を見守りたいということに落ちつくかと私は受けとめました。

やんぬるかな、町長。落胆が非常に大きかった。

町長は、今、朝日町町長のみならず富山県の町村会の会長であり、また全国の町村会の数

少ない監事であります。その中で、やはり私は町長のリーダーシップとして、今、「三位一体の改革」で日本がこれまで培ってきたすばらしい教育制度、これを根幹から覆されようとしているこの教育の危機に当たって、いまして義務教育の制度の維持に意を注いでもらいたい。静観されるだけではなくて、やはり積極的に全国知事会でもそれぞれの反対意見がありましたように、これが適用されると、富山県は明らかに見返りとしての税源移譲以上の義務教育費の負担で、非常に活用が窮屈なものになります。全国のどこにしようと、同じ条件で教育が受けられるようなこの制度にいまして意を注いでもらいたいと思います。

これは別に私に対するあれは要りませんが、もしお考えがありましたら、またお聞きしていただきたいと思います。

とにかく現在の義務教育の維持、制度が下がらないように意を注いでもらいたい。その先頭に立ってもらいたいと思うわけであります。

2番目の教育基本法の問題であります。想定されたとおりの、マニュアルどおりの回答であったわけでありまして、教育長は今回初めて教育長としての任務に当たられた答弁でありますので、私は少しお互いに研究する立場から論戦をしてみたいと思います。

今教育長がおっしゃった社会の変化だとか、あるいは経済社会のグローバル化だとか、いろんな指標を挙げられましたが、これまでの指導要領によってそれらはすべて教育の現場で実施されておるわけでありまして。いかに変化しようとも、今の教育基本法を変えて新しくそれに盛り込む理由はないわけでありまして。もしそうなれば、これまで行ってきた小・中学校の教育の否定になりかねません。これは、それぞれ7つの指標も挙げられましたが、それぞれ現行の法のもとに、あるいは例えば変化に応じて出てきたものとして挙げられた環境の問題とか、環境は環境基本法という法律でそれはなされておりまして、何とまた教育についてもかかわっております。すべて今の教育基本法が基本になって教育が進められておるわけでありまして。そしてまた、規範の欠如だとかとおっしゃいましたが、規範の欠如は、これまでの教育基本法に基づく教育の結果がもたらしたものではありません。そういう中で教育基本法を変えなければならないという理由はないわけでありまして。

それから、もう1つ重要な問題は、規範だとか道徳ですとか、そういうものは法律で取り締まるわけにはいかないわけなんです。そういうものは、法の対象にはなりえない。それはあくまでも個人の、あるいは学校教育における教育によってなされるものであって、道徳規範とかそういうものは法によってなされるのものではないと。このことが今検討されなければならないのではないのでしょうか。

そういう点で、現在の教育基本法の理念、これはやはり今ほど考えている時はない。それをあえて変えようとするのは、やはり憲法改正の問題と連動してそれが出てきておるわけでありまして、この憲法改正は、言ってみれば、戦争を行う憲法に変えようというものであります。そういうものと連動して改定するというのは、やはり戦前のあの忌まわしい教育勅語体制への回帰ではないかと。そういう点で私は教育基本法をあくまで尊重し、守って教育を行うことが大事だと思うわけでありまして、その点についてのご見解をお尋ねいたします。議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

件名 1、三位一体改革の中の義務教育費、国庫負担の削減等について、町長。  
町長（魚津龍一君） どうも議員の言われることも少しずれているような気がいたしますので、貴重な時間をいただきたいと思えます。

まず、国が経済財政諮問会議という中で平成 15 年 6 月に打ち出された内容であるわけでありまして、その中で、昨年 11 月に重ねて経済財政諮問会議において、16 年度 1 兆円の削減をされたわけでありまして、それらによりまして、私どもの町におきましても、公立保育所の措置費が 1 億 1,000 万ほど削減されたわけでありまして、税源移譲が 3,500 億円ぐらいですね。それくらいの違いがあったわけでありまして、それらを受けまして、全国の町村が予算を組むのに大変苦慮したわけでありまして、それらを受けまして、ことしの 6 月に重ねて「骨太方針 2004」が決定されたわけでありまして、それらを受けて、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、つまり 6 団体が苦慮してつくったわけでありまして、私の知る限りは、全国町村会並びに全国市長会は、20 兆 4,000 億の中で 3 兆円は出せない数字であります。

議員もご存じだと思いますが、大半は社会保障関係で 11 兆 7,000 億、それから文教科学振興が 2 兆 9,000 億。この中で義務教育負担が 2 兆 5,000 億あるわけでありまして、そのほか公共事業関係 4 兆 8,000 億しかないのであります。その他 1 兆円でありまして、この中から 3 兆円出せということでございまして、全国町村会において議論したわけでありまして、3 兆円には届かなかったわけでありまして、本当に公共事業の削減等を踏まえまして、最大限出しても、削減しても 2 兆 8,000 億しか出せないだろうと。その他につきましては、全国知事会におまかせするというのは、8 月 17 日の夜半、会議がなされておるわけでありまして、それを受けて、8 月 18 日、19 日に新潟県で行われました全国知事会で義務教育負担金 2 兆 5,000 億をさわるという議論がされたわけでありまして、この「さわる」という議論に対しましては、全国町村会なり全国市長会はタッチできない問題であるわけでありまして、議員がご指摘され

ましたように、国と都道府県が処置をなされる予算額でございますから。そういう中で議論されて、確かに私も新聞で見ましたし、全員賛成ではなかったというふうに私は理解をしています。ただ、物事にはルールがございまして、そのルールに乗っかって全国知事会が決定されたことであります。

先ほど申し上げましたように、今国でいろんな議論をされているわけでありまして。そこで議員がご指摘されましたように、決して私は義務教育については望ましいとか望ましくないとかという議論は、きょうは避けさせていただきますが、とにかく都道府県知事会で決められたことでございますから、都道府県知事はきちっと義務教育について今までどおりと申しますか、確実な方向に向かって進めていかれるものだと思っております。ただ、今ほど言いました2兆8,000億の中には、学校の整備費、公営住宅費、社会福祉費、廃棄物処理費、この4つにつきましては、投資的経費はないと思いますので、今後ともこれらが実行されていきますと税源移譲にかかわらず公共事業、つまり地域の状況が今よりも厳しくなるのではないかというふうに私は理解をしておるわけでありまして。国のやられることに対して私がものを申しても届かない場面もございますので、今議員がご指摘されました政党でもって、国で議論していただきますように強く申し入れていただければ幸いかと、かように思います。

議長（廣田 誼君）続いて答弁を求めます。

教育基本法の「改正」についてを、教育長。

教育長（永口義時君）教育基本法につきましては、議員も先ほどおっしゃっておられるとおり、戦後教育の根幹をなすものでございまして、憲法の理想の実現に向けてこの基本法が制定されたというふうに理解をしておりますし、またこの基本法の中には教育の目的なり、教育の方針というものを打ち出して、それに基づいて今日までの日本の反映なり、あるいは日本の国民性が培われてきたというふうに思っております。

そこで、先ほど答弁申し上げましたのは、これは文部科学省がこれまでの経過を踏まえてこのような情勢の中で今後どうあるべきかということを中心教育審議会に答申したということで、その答申を受けた内容をご説明したわけでありまして、私どもは今のところ、この基本法の改正につきましては、賛否というものを申し上げておりません。これは国会の中で、法律の改正でございますので、十分議論をしていただきたいということとあわせて、先ほど議員もおっしゃいましたように、日本国憲法の改正にもつながるのではないかというような話も仄聞しておりますが、そういった大きな問題でありますと、やはり国民にも広く説明をしていただくべきものであるというふうに思っております。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

15番、稲村君。

15番（稲村 功君）町長が「三位一体の改革」について、今の胸中をお聞きされましたので、私は町長の努力を是として、それこそ見守っていきたいと思いますが、意図するところはやはり「三位一体の改革」なるものの言葉で国民の義務教育、これは将来日本国を担う国民、少年、児童たちの教育を今の国の責任、これを放棄するような削減にはやはり異議を唱えていただきたい。今の制度は、先ほど言いましたように、全国どこでも一律の水準の教育が受けられる、そういう制度であります。これをもしやめて、財源一般化にいたしますと、どうしても財政力の格差が教育の格差につながる危険性が非常に大きい。これは多分異議のないところだと思います。そういう点で、これからも義務教育の維持・改善のために働いていっていただきたいと思います。

教育基本法の問題であります。この問題は国で討議されるということの答弁でありますけれども、しかし確かに国で今討論がなされておりますが、国だから決まるまで座して待つということでは事が遅いわけであります。そういう点で、この教育基本法の改正が討議されておるその中でこそそれぞれの思い、考えを述べ合うことが大事ではないか。国民的な議論を巻き起こすことこそが最も大事な点だと思います。決まってしまってから、ああこうであったと言っても、もう時既に遅しであります。そしてまた、幾ら意見を言っても通らない場合があります。しかし、それでもやはり異を唱え、その中で問題を明らかにしていくことは、例え多数決で決められたとしても、後に成果が残る運動として残っていくわけであります。

だから、国のことだからといって判断停止するのではなくて、やはり現行の教育基本法、これを維持するように それは、教育長はまず全体の奉仕者としての義務として憲法、法律を遵守する義務があります。そういう点で、マイナスになる動きは、やはり積もる間に食べなければならない。私はそう思います。そういう点から教育基本法の問題を取り上げていくわけでありまして、何も中央のことではない。これがもし変わるとすれば、中学校、小学校の児童たちが、僕らが戦前・戦中に受けたような教育に飼いなされるとも限らないわけでありまして。僕たちが戦前・戦中に受けた教育は、今でこそテロや北朝鮮などを笑いものにしてありますが、あれと同じことが僕らの時代にあったわけでありまして。そういう点で、危険な道にならないようにするのが教育に携わる者の、つかさつかさでの立場での務めではないかと、私はかように思います。

それから、通学路であります。防犯灯で、今の規定で対処してほしいということであり

ますが、電柱は一応ないわけですね。電柱を 300 メートルの間に 5 本か 6 本立てるとすれば、やはり地区や町内では身に余る負担になるわけでありまして、これはやはり通学路と行政の側が指定したものであれば、そこに当然つけていくのが行政側の務めではないかと。そしてまた、町内に類似したようなところがあれば、それもやはり徐々に年次計画を立てて安全を確保していただきたい。

もし事件が起きてからでは遅いわけでありまして、そういう点、子どもを大事にしていくということで、教育委員会にはそういう予算がないとは私は重々わかりますが、そうであれば、やはり町全体としてそういうものに目を開くような施策をとってもらいたいわけでありまして、まずそれには教育委員会としての問題提起を町に投げかけていただきたい、そのように思います。それを、まず。

議長（廣田 誼君）質問ですね。

答弁を求めます。

教育問題についての通学路の街灯設置について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（柳下善一君）先ほどご答弁しました道路の照明について、道路の一定の基準のあるものと、そうでないものには防犯灯として制度を活用していただいている、そういう形をお願いしておりました。町ではそういう防犯灯という制度、防犯灯をつくりやすい助成をしているという中において、逆に言えば、なぜそういう制度が活用できないのかというのがちょっと理解しかねるところであります。学校のほうでも集団登校なりを指導して、その道を安全に通るような指導はきちっとやっております。ですので、現在のところは、方針としては、地区の方で話し合われて、この制度を活用していただきたいというのが教育委員会の考え方でもあります。

以上です。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

15 番、稲村君。

15 番（稲村 功君）費用の問題であります。電柱 1 本幾らと見ていいのか私もまだ知りませんが、そういうものを地区で見るとするのは、これはちょっと教育を預かる町の責任としてはいかなものかと。やはり住民の要望にこたえて上げるのが筋ではないかと思えます。地元地区とは、また今の答弁を持って相談いたしますけれども 相談いたします。

それから、農業問題であります。堆肥の施設の設置について、先日の質疑のときに継続する旨の答弁がりましたが、その計画はないですか。

議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

農業問題について、産業建設課長。

産業建設課長（朝倉 茂君）昨日の質疑のときにもお答え申し上げましたが、町のほうでは、バイオマス活用事業ということで、そういった堆肥舎の建設に向けて、そのソフトとして試験田において堆肥の実証の効果をやっておるところでありまして、これは一応平成 15 年、そしてことしの 16 年と 2 カ年にわたってその実証を行うということで、現在ソフトの事業を行っているところであります。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

15 番、稲村君。

15 番（稲村 功君）そうしますと、私ども非常に期待をしていたその堆肥製造の施設ではないわけですね。

私は、現在この朝日町の全地域にこの堆肥をつくるには、やはり酪農家の牛ふんだとかその他を乾燥して非常に効力のある堆肥を散布するのが非常にいいかと思うのですが、そういう構想は今持ち合わせておられないわけですか。そしてまた、今のバイオマスなどの施設の肥料は、朝日町全域を充当する量を生産できるわけですか。その 2 点をちょっと。

議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

農業問題について答弁を、町長。

町長（魚津龍一君）議員も長年議員をされておりますから国の流れというか、おわかりだと思いますが、ソフト事業をやった次にハード事業が来るんですね。そのためにソフト事業をやると。ハード事業については、例えば A という地点につきましては、学校に近いとか加工施設に近いとか、いわゆるそういう問題が出てくるわけです。だから、加工施設をつくるという、まだそこまで至っていない。今、町は何をしているかということ、平成 15 年、16 年にかけてそのソフトの事業をやっているということなんですね。そののところだけご理解いただきたいと思います。

本当は需要と供給ですから、私どもの町で出た、例えば給食の残廃とか木屑であるとかいろいろな物があると思う。私はそういうもので土づくりするための堆肥をつくれば一番いいと思っています。だけど、ハードに行くまでの、今ソフト期間にいるということだけご理解いただきたいと思います。議員はすぐ先のことを考えられるので、それはルールがありますので、よろしく願いいたします。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

15番、稲村君。

15番（稲村 功君）今、町長がおっしゃった方法は、その中には酪農の厩肥は想定されておりますか。

議長（廣田 誼君）答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君）それらも含めて検討すべきだというふうに思っています。

議長（廣田 誼君）よろしいですか。

15番（稲村 功君）はい。

議長（廣田 誼君）どうもご苦労さまでした。

以上で代表質問を終了いたします。

#### 次会の日程

議長（廣田 誼君）以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次に、次会の日程を申し上げます。

明10日は町政に対する一般質問を行います。

#### 散会の宣告

議長（廣田 誼君）本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時06分）